

資料3-1 住民記録システム(オプション)【3.0版】

| 要件種別 | 機能名称 | | | 機能ID | 機能要件 | みよし市での 要否 (「△」は備考欄の下線 部参照) | 要件の考え方・理由 備考 |
|------|--------|--------------|-------------------|---------|--|-------------------------------------|---|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | | | | |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 住民データ | 1.1.1 日本人住民データの管理 | 0010002 | 日本人住民について、以下の項目を管理すること。 ・旧世帯主(転入前の世帯主の氏名) | × | 「旧世帯主(転入前の世帯主の氏名)」の情報は、住所地における戸籍附票記載事項通知情報の入力に際し、任意項目であるため、標準オプション機能とした。 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 住民データ | 1.1.2 外国人住民データの管理 | 0010004 | 外国人住民について、以下の項目を管理すること。 ・旧世帯主(転入前の世帯主の氏名) ・氏名優先区分(氏名・通称のいずれを使用するか。1.1.19参照) ・特別永住者証明書交付年月日(4.5.7参照) ・特別永住者証明書有効期限(8.2.1参照) | ○ | - |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 住民データ | 1.1.14 統合記載欄 | 0010038 | 異動事由ごとに、あらかじめ登録した留意事項が自動入力されること。 一般市区町村において実装しない場合は留意事項について自由入力できること。 | ○ | 中核市市長会ひな形においては、異動事由ごとに、あらかじめ登録した備考文をもとに備考が自動編集できることとしているが、本仕様書では、異動に関する事項はAタイプの異動履歴として自動で記載されることとした。また、留意事項の自動入力については、市区町村照会において政令市より事務運用の効率上必要との意見があったことを踏まえ、一般市区町村については標準オプション機能として整理した。他方、異動履歴に紐付かない備考の文例や自動入力の事由は設けないこととする。 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 住民データ | 1.1.19 氏名優先区分 | 0010046 | 郵便物の送付先の記載に対して氏名優先区分(例:外国人住民について、通称のみの記載を希望するか、本名のみの記載を希望するか。)を管理すること。 | × | 外国人住民に対して郵便物を送付する際、通称のみ記載してほしい、又は、本名のみ記載してほしいといった要望に配慮した対応をするために、どの類型かを示す氏名優先区分を必要とする市区町村があったが、必ずしも全市区町村においてそのような運用をしているとは限らないことから、標準オプション機能とする。当該機能を実装しない場合、デフォルトでは通称が記載されることとする。 なお、通称が登録されていない者においては以下理由から「氏名(漢字)」、「氏名(ローマ字)」の順で表示すること。 ・在留カードの記載は原則としてローマ字氏名だが、入管法規則第19条の7において、漢字圏の外国人からの申出により、特別に漢字氏名の併記が認められており、当該者については、社会生活上も漢字氏名を使用している可能性が高いこと。 ・J-LISの既存住基システム改造仕様書で示されている「住民票コード通知票」の宛名氏名の仕様においては、優先度の高い順に、通称、漢字氏名、ローマ字氏名とされており、既に既存の住民記録システムにおいても、上記の優先順位に基づいてシステムを構築、事務処理を行っている団体が相当数あることが想定されること。 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.3 その他の管理項目 | 1.3.4 方書管理 | 0010063 | 方書のカナを登録管理できること。 | ○ | - |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.3 その他の管理項目 | 1.3.4 方書管理 | 0010064 | また、住民登録できない又は住民登録にあたり施設管理者の承諾を必要とする等の特殊な方書を登録管理できること。 | × | 私設私書箱、漫画喫茶、簡易宿泊所、ウィークリーマンション、カプセルホテルなど住所登録できない場所を登録管理するという意見があったが、一層の確認を要することを認識するための目的であれば一部の団体の利用に留まることが想定されるため、標準オプション機能とした。 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.3 その他の管理項目 | 1.3.5 地区管理 | 0010065 | 市区町村の区域を複数の区域に分割した地区について登録管理できること。 | ○ | 市区町村へ照会したところ、町内会、自治会、学区域やいくつかの集落の集まりである、いわゆる行政区等市区町村の区域を複数の区域に分割した任意の地区について住民記録システムにおいて管理することについて、一定のニーズがあったことから標準オプション機能として記載。 |

| 要件種別 | 機能名称 | | | 機能ID | 機能要件 | みよし市での 要否 (「△」は備考欄の下線 部参照) | 要件の考え方・理由 備考 |
|------|------------|----------|------------------|---------|--|-------------------------------------|--|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | | | | |
| 機能要件 | 2 検索・照会・操作 | 2.1 検索 | 2.1.2 検索文字入力 | 0010079 | 以下のあいまい検索ができること。 ・検索文字から、異体字や正字も包含した検索ができること。 例: 検索文字の例 「辺」で検索時は「邊」、「辺」、「邊」、「邊」等、 「浜」で検索時は「濱」、「頻」、「濱」、「濱」等、 「藤」で検索時は「藤」、「籐」、「籐」等が検索対象文字となる。 ・外字を登録する際に、異体字を合わせて登録した場合は、それも包含して検索できること。 | ○ | あいまい検索機能を提供することによって、異体字等を区別しない検索を可能とするニーズが高いと判断。異体字検索については中核市レベルのニーズが高いのに対して、小規模市区町村におけるニーズは高くないとの準構成員からの意見を踏まえ、一般市区町村においては標準オプション機能とした。 |
| 機能要件 | 2 検索・照会・操作 | 2.1 検索 | 2.1.3 基本検索 | 0010088 | 個人や世帯を検索、選択後、該当者の1.1.1(日本人住民データの管理)及び1.1.2(外国人住民のデータの管理)のデータをCSV形式で出力する機能を有すること。 | ○ | 市区町村によっては住民異動届に関する書類について、住民からの口頭の申出をもとに職員が作成を行う、いわゆる「書かない窓口」等を導入しているが、こうした、ペーパーレス化、書面主義の見直しを行う場合に住民データのCSV出力機能が有効との意見があったことから、標準オプション機能として整理した。 |
| 機能要件 | 2 検索・照会・操作 | 2.2 照会 | 2.2.1 異動履歴照会 | 0010092 | 同一住民(再転入者等)を単位として複数の住民票・住民票の除票にわたって履歴が照会できること。その際、宛名番号による照会又は基本4情報による照会のいずれにも対応できること。 | ○ | - |
| 機能要件 | 3 抑止設定 | 3.4 支援措置 | - | 0010121 | 支援の必要性について確認後、申出者に支援措置を開始する旨の通知を出力できること。 | ○ | 要領5-10-Uの、申出者へ支援の必要性の確認の結果の連絡については、市区町村における支援措置の方針や処理件数により取るべき手段が異なることから、標準オプション機能とした。 |
| 機能要件 | 3 抑止設定 | 3.4 支援措置 | - | 0010122 | 支援の延長処理を実施後、申出者に支援措置を延長する旨の通知を出力できること。 | ○ | - |
| 機能要件 | 3 抑止設定 | 3.4 支援措置 | - | 0010123 | 他の市区町村へ対象者情報を通知する際に使用する鑑文帳票を出力できること。 | ○ | - |
| 機能要件 | 4 異動 | - | 4.0.5 世帯主変更依頼通知書 | 0010138 | 世帯主不在の世帯について、職権で世帯主を定めるかどうかを選択でき、職権で世帯主を定めた場合、世帯主変更通知書を出力することができること。職権で世帯主を定めない場合、世帯主変更依頼通知書と対象者リストが出力できること。 | ○ | 世帯主死亡等により世帯主不在となった場合における世帯主変更依頼の連絡又は世帯主変更の連絡の方法として、世帯主変更依頼通知書又は世帯主変更通知書を発行するという方法と、電話連絡にて行い、変更するという方法の2つの運用方法がある。 分科会内の議論においては、複数の中核市等以上の人口規模の自治体から、通知書が必要であるとの意見があり、また、住民基本台帳業務において、電話番号は必須記載事項ではないため、電話による連絡がそもそも不可能であるとの意見もあったため、本仕様書においては、通知書による方法を採用する。 その一方で、一般市程度の人口規模の自治体からは、電話等の連絡手段を用いているとの意見もあったため、本機能は一般市区町村においては標準オプション機能とする。 |
| 機能要件 | 4 異動 | - | 4.0.5 世帯主変更依頼通知書 | 0010139 | 世帯主変更依頼通知書及び世帯主変更通知書については、残った世帯員から、5.2(世帯員の並び順)に基づき、世帯主が消除される前の状態で住民票上記載される最上位の世帯員に送付すること。 | ○ | 通知書の宛名は、残った世帯員の中から、配偶者、第1子、第2子の順に、世帯主候補者となる者に通知しているとの意見やベンダの負担を踏まえ、一意的な順序を定めることを機能要件とした。 |
| 機能要件 | 4 異動 | - | 4.0.7 方書入力補助 | 0010145 | 方書から住所地番を候補として選択できること。 | ○ | 市区町村によっては実装されている、方書から住所地番を候補として選択できる機能については、入力業務の省力化や誤入力防止につながるとの意見があったため、標準オプション機能とした。 |

| 要件種別 | 機能名称 | | | 機能ID | 機能要件 | みよし市での 要否 (「△」は備考欄の下線 部参照) | 要件の考え方・理由 備考 |
|------|------|------------------|--|---------|--|-------------------------------------|--|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | | | | |
| 機能要件 | 4 異動 | — | 4.0.10 一括入力 | 0010152 | 同一のシステム利用者が、複数人に同一の内容を入力する場合、一度入力した内容を他の異動者にも適用することができること。 異動日と届出日、異動履歴(A類型)は自動的に適用されること。 氏名の氏は、直前に入力した同一世帯の世帯員の氏名の氏、筆頭者の氏から適用できること。世帯主が存在する場合は、世帯主の氏から適用できること。 なお、日本人と外国人の区別がされていること。 氏名、筆頭者、転入前の世帯主の氏名、転出先の世帯主の氏名及び世帯主が存在する場合の世帯主の氏名は、直前に入力したデータから相互に適用できること。 現住所、本籍、転入前住所及び転出先住所(予定)は、直前に入力したデータから相互に適用できること。 旧氏併記の旧氏については、適用しない。 | ○ | 中核市市長会ひな形に付記 複数人に同一の内容を入力する場合、一度入力した内容を他の異動者にも適用することができることにより、入力作業を省力化する。 なお、権限及び情報セキュリティ等の観点から、履歴は、システム利用者(操作者ID単位)ごとに保持することとする。(2.1(検索機能)参照) 構成員・準構成員への意見照会の結果、一般市区町村の規模では本機能のニーズは低いとの意見があったため、本機能は一般市区町村においては標準オプション機能とする。 |
| 機能要件 | 4 異動 | — | 4.0.10 一括入力 | 0010153 | 現住所を直前に入力した別世帯の現住所から適用し、部屋番号のみを変更して入力できること。 | ○ | 技能実習生として多数の外国人を受け入れ、委任された企業の社員が一括して届出をする場合や、多数の外国人留学生を受け入れる国際大学等からは、現住所を直前に入力した別世帯の現住所から適用し、部屋番号のみを変更して入力できる機能のニーズがあるとの意見があったため、標準オプション機能とした。 |
| 機能要件 | 4 異動 | 4.1 届出 | 4.1.0.2 届出日 | 0010159 | 法で定められた届出期間を経過して届出がなされた場合に、届出期間経過通知書を出力できること。 | ○ | 法第52条第2項に基づく過料を課すべき要件を満たす場合においては、市区町村長から簡易裁判所へその旨を通知する必要があることから、当該通知書を出力する機能を定めた。 なお、当該通知書は、市区町村における対象事案の発生件数によっては、必ずしも住民記録システムから出力する必要性がないことから、標準オプション機能とする。 |
| 機能要件 | 4 異動 | 4.1.3 転出 | 4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出(転出・転入手続のワンストップ化) | 0010205 | 申請管理機能から取得した転出届の情報を取り込んだ結果を示す更新結果リストを作成・出力できること。 | × | — |
| 機能要件 | 4 異動 | 4.1.3.1. 転入通知の受理 | 4.1.3.1.2 CSから受信した転入通知の受理 | 0010210 | CSから転入通知を受信した場合、転入通知情報を取り込んだ後、職員の手を介することなく自動で4.1.3.1.1(転入通知の受理)の処理が行えること。その際、自動で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できること。 一般市区町村において実装しない場合は、4.1.3.1.1(転入通知の受理)の処理が適用される。 | ○ | 中核市市長会ひな形に付記 自動処理については、必ずしも100%可能ではないことから不要とする考えもあり得るが、分科会において、複数の中核市等の人口規模の自治体から、繁忙期等の対応のため本機能について強い要望があったことから、記載することとした。ただし、自動処理とした場合も、文字化け、オーバーフロー等が生じることがあり得るため、職員が確認し、修正できることとした。 |
| 機能要件 | 4 異動 | 4.1.3.1. 転入通知の受理 | 4.1.3.1.2 CSから受信した転入通知の受理 | 0010211 | 同一取込データ内に複数の通知(再送分等)がある場合は、最新のもので取込を行うこと。また、既に取り込んだ通知について再送信された場合、修正ができること。 | ○ | — |
| 機能要件 | 4 異動 | 4.1.3.1. 転入通知の受理 | 4.1.3.1.2 CSから受信した転入通知の受理 | 0010212 | 転入通知情報については、転入通知情報取込エラー一覧表を作成・出力できること。 | ○ | — |
| 機能要件 | 4 異動 | 4.1.3.1. 転入通知の受理 | 4.1.3.1.2 CSから受信した転入通知の受理 | 0010213 | 受信し、反映したデータの修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。 | ○ | — |

| 要件種別 | 機能名称 | | | 機能ID | 機能要件 | みよし市での 要否 (「△」は備考欄の下線 部参照) | 要件の考え方・理由 備考 |
|------|------|------------------|-------------------------------|---------|--|-------------------------------------|--|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | | | | |
| 機能要件 | 4 異動 | 4.1.3.1. 転入通知の受理 | 4.1.3.1.2 CSから受信した転入通知の受理 | 0010214 | CSから受信した転入通知情報を基に、住所辞書を用いて、転出先住所の郵便番号を自動で登録できること。 | ○ | - |
| 機能要件 | 4 異動 | 4.1.3.1. 転入通知の受理 | 4.1.3.1.3 転入通知未着者一覧の作成 | 0010215 | 国内転出で削除したが、転入地市区町村からの転入通知がない場合、転入通知未着者一覧を作成できること。 | ○ | 転出予定日で削除された後、転入通知未着者一覧に基づき、法第34条に基づき居住実態の調査を行うことができ、調査の結果、転出予定者が転出しておらず自市区町村に留まっていたことが判明した場合は、転出届を取り消し、住民票を職権回復させることができる。 |
| 機能要件 | 4 異動 | 4.2 職権 | 4.2.0.6. CSから受信した戸籍照合通知の取込 | 0010233 | CSから戸籍照合通知(法第19条第2項)を受信した場合、職員の手を介することなく自動で通知を取り込むことができること。その際、通知の内容や自動で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できること。 一般市区町村において実装しない場合は、通知内容を手動で入力することができること。 | ○ | デジタル手続法の施行に伴い、戸籍照合通知(法第19条第2項)が電文としてCSから連携されるため、取込機能は必須。自動処理については、必ずしも可能ではないことから不要とする考えもあり得るが、受信した通知を基に1件ずつ手入力で修正することは職員の負荷が大きく事務として煩雑になるため、転入通知の受理と同様に記載することとした。 |
| 機能要件 | 4 異動 | 4.2 職権 | 4.2.0.6. CSから受信した戸籍照合通知の取込 | 0010234 | 受信した通知に対する戸籍照合通知取込エラー一覧表を作成・出力できること。 | ○ | - |
| 機能要件 | 4 異動 | 4.2 職権 | 4.2.0.6. CSから受信した戸籍照合通知の取込 | 0010235 | CSから受信した戸籍照合通知に外字(住基統一文字に存在しない文字。コードポイントは「D700」で連携される)が設定されていた場合、同通知に設定されているMJ文字図形名を基に、外字の字形や文字情報を出力できること。 なお、「文字セット等」からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便宜上、経過措置として、「文字情報基盤文字」によるデータとともに、これらに変換できる「変換可能文字」によるデータを併用することを許容している(30.2(文字)を参照)ため、外字の字形や文字情報の出力について実装しないことも許容する。出力先は、戸籍照合通知取込エラー一覧表への出力、画面への出力など方法は指定しないが、職員の手を介することなくシステムで出力できること。 | — | 戸籍照合通知に外字が設定されていた場合は、特定コード「D700」でCSから連携されるが、該当文字の字形は同通知に設定されたMJ文字図形名を基に調べる必要がある。「30.2 文字」に記載のとおり、住民記録システムで用いるデータの文字セットは文字情報基盤文字であるため、MJ文字図形名に該当する字形等の文字情報は把握できる。 したがって、職員がMJ文字図形名を基に手作業で字形を調査するのではなく、住民記録システムが該当する文字を出力することを標準とした。 ※なお、デジタル庁において、標準準拠システムにおける文字の扱いについて検討が進められており、その内容も踏まえつつ、住基ネット統一文字のあり方についても検討を行う予定である。これらの検討を踏まえ、文字に係る本仕様書の記載については、再修正を行う予定である。 |
| 機能要件 | 4 異動 | 4.2 職権 | 4.2.0.6. CSから受信した戸籍照合通知の取込 | 0010236 | 同一取込データ内に複数の通知(再送分等)がある場合は、最新のもので取込を行うこと。 また、既に取り込んだ通知について再送信された場合、修正ができること。 | — | - |
| 機能要件 | 4 異動 | 4.2 職権 | 4.2.0.6. CSから受信した戸籍照合通知の取込 | 0010237 | 受信し、反映したデータの修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。 | ○ | - |
| 機能要件 | 4 異動 | 4.2 職権 | 4.2.0.8. CSから受信した住民票記載事項通知の取込 | 0010243 | 受信した通知に対する住民票記載事項通知取込一覧表を作成・出力できること。 | ○ | - |
| 機能要件 | 4 異動 | 4.2 職権 | 4.2.0.8. CSから受信した住民票記載事項通知の取込 | 0010244 | CSから住民票記載事項通知(法第9条第2項)を受信した場合、職員の手を介することなく自動で通知を取り込むことができること。その際、通知の内容や自動で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できること。 | ○ | 自動処理については、取り込んだ者の特定が困難であるため難しいという考えもあり得るが、1件ずつ手入力することは職員の負荷が大きく事務として煩雑になるため、標準オプション機能として記載。 |

| 要件種別 | 機能名称 | | | 機能ID | 機能要件 | みよし市での 要否 (「△」は備考欄の下線 部参照) | 要件の考え方・理由 備考 |
|------|------|------------------------|--------------------------------|---------|--|-------------------------------------|---|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | | | | |
| 機能要件 | 4 異動 | 4.2 職権 | 4.2.0.8. CSから受信した住民票記載事項通知の取込 | 0010245 | 同一取込データ内に複数の通知(再送分等)がある場合は、最新のもので取込を行い、既に取り込んだ通知について再送信された場合、修正ができること。 | ○ | - |
| 機能要件 | 4 異動 | 4.5 外国人住民のみに 関係する異動 | 4.5.6 出入国在留管理庁通知に基づく 修正及び消除 | 0010280 | 在留資格の取消し、在留資格の変更許可(中長期在留資格者→住基対象外)等出入国在留管理庁通知に基づき、以下のとおり修正及び消除できること。 ・出入国在留管理庁通知の情報については、特別永住者を除き自動で取込ができること。変更前と変更後の内容を記載した確認票(処理結果確認票)が作成でき、確認後に更新できること。 | ○ | 中核市市長会ひな形に付記 自動更新や処理結果確認票の作成、通知日にかかわらず一覧を確認し取込ができる機能については、手動でも良いという意見もあるが、人口規模によって大幅な省力化につながるため市区町村からのニーズは高く、当該機能を記載することとした。 一般市区町村においては、それぞれの実情等を踏まえ、実装の要否について判断することとする。 |
| 機能要件 | 5 証明 | 5.3 フリガナ | - | 0010305 | 住民票の写し(世帯連記式を含む。)、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、住民票除票記載事項証明書、転出証明書、転出証明書に準ずる証明書及び住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)の氏名(外国人住民の氏名を含む。)、旧氏及び通称の項目は、それぞれの項目の内容の後に括弧書きでカタカナによるフリガナを記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。 (例示については、標準仕様書【第3.0版】130ページを参照) | ○ | フリガナについては、法第7条各号における住民票の記載事項として規定されておらず、法令上、住民票の写し等において公証する事項とされていない。 もとより、フリガナは、市区町村が氏名の読み方を認定するという性格のものではなく、市区町村が住民記録の整理のために管理上、必要であるということによって便宜的に記載されているものであることから、要領第2-1-(2)-アにおいて、「氏名には、できるだけフリガナを付すことが適当である。その場合には、住民の確認を得る等の方法により、誤りのないように留意しなければならない。」とされている。 実際に、市区町村によっては、住民サービスの観点等により、住民の求めに対して住民票の写し等にフリガナを付記することとしている例があることを踏まえ、標準仕様書上、【実装必須機能】に加えるべきではないものの、当該市区町村の責任において引き続きサービスを提供することを妨げることはしないこととし、【標準オプション機能】として整理したものである。 また、要領第2-1-(2)-アにおいて、「外国人住民のローマ字表記の氏名には、フリガナを付さなくても差し支えない」としているが、外国人住民には漢字表記も含まれ得るため、上記と同様の考え方により、外国人住民の住民票の写し等においても、氏名にフリガナを付すことを可能とする。 フリガナの配置については、フリガナの記載の有無によってレイアウトのずれが生じることを防ぐため、個別に欄を設けるのではなく、各項目の記載内容の後ろに、括弧書きで表記することとする。 また、現在、法務省において、戸籍における「氏名の読み仮名」の法制化について検討が進められている。その検討を踏まえ、法における「氏名の読み仮名」の取扱いを決めていくこととなるので、フリガナに係る本仕様書の記載については、関係法令が制定される際に修正を行う予定である。 |
| 機能要件 | 7 連携 | 7.1.1 CS連携 | 7.1.1.3 カード管理状況 | 0010334 | 個人番号カード交付申請書及び個人番号カード再交付申請書をJ-LIS指定のフォーマットにて出力できること。申請書にはシステムで保持している対象者情報が出力できること。 | ○ | 個人番号カード交付申請書及び個人番号カード再交付申請書は、統合端末から発行される申請書ID付きとJ-LISホームページで公開される手書き用(「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平成27年9月29日総行住第137号通知)」記載)の2種類である。住民記録システムで出力できるのは後者であるため、手書き用のフォーマットにて出力する必要がある。 個人番号カード交付申請書及び個人番号カード再交付申請書をJ-LIS指定のフォーマットにて出力する機能については、分科会の議論において、手書き申請書は申請書IDが付されず、事務が複雑になることや混乱が生じること等の懸念もあるが、窓口業務をアウトソーシングしている市区町村にとっては、統合端末を委託事業者が扱えないため、当該機能が必要であるとの意見があったため、記載することとした。 |
| 機能要件 | 7 連携 | 7.1.1 CS連携 | 7.1.1.3 カード管理状況 | 0010335 | 住民記録システムの異動情報から、必要な異動(券面)事項をカード券面プリンタに出力できること。 券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、在留カード及び特別永住者証明書とする。 出力する異動内容等の情報は、異動事由、当該届出の年月日、変更後の内容、職印の4項目が出力できること。 印字可能な残行数を指定するなどにより、印字文字サイズや印字行数が調整できること。 | ○ | 異動内容等の情報をカード券面プリンタに出力する機能については、分科会の議論において、手書きの場合、券面記載事項の信憑性や見た目に問題があり、住民サービスの低下を招くため、カード券面プリンタに出力して印字する方が良いとの意見があった。一方、特に小規模市区町村では個人番号カード交付申請書及び個人番号カード再交付申請書はカード管理端末で出力していることや、カード券面プリンタへの印刷も住民記録システムから直接印字する必要性が低いこと、カード券面プリンタ側で設定や操作されている場合もあることから、各市区町村の実情等を踏まえ、実装の要否について判断することとする。 |

| 要件種別 | 機能名称 | | | 機能ID | 機能要件 | みよし市での 要否 (「△」は備考欄の下線 部参照) | 要件の考え方・理由 備考 |
|------|-------------|------------|---------------------|---------|--|-------------------------------------|---|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | | | | |
| 機能要件 | 7 連携 | 7.1.1 CS連携 | 7.1.1.4 カード管理システム連携 | 0010339 | 個人番号カードの送付先情報のCSへの連携については、異動と連動した送付先情報を作成し、CSに自動送信されること。 | ○ | 中核市市長会ひな形に付記 全国照会の意見を踏まえ、個人番号カードの有効期限切れ通知が今後ますます増大することを見据え、これに対応するため、CS から送信される更新対象者のデータを住民記録システムと突合し、送付先情報を自動送信する機能を設ける。 また、送付先情報が作成されていれば自動で送信されるシステムであるため、内容、送付できているかの検索、確認は必要である。 |
| 機能要件 | 7 連携 | 7.1.1 CS連携 | 7.1.1.4 カード管理システム連携 | 0010340 | CSから送信される更新対象者のデータを住民記録システムと突合し、送付先情報を作成し、CSに送信すること。番号通知書類の送付先情報の作成において、現住所とは異なる居所を送付先として設定できること。 | ○ | 中核市市長会ひな形に付記 また、送付先情報が作成されていれば自動で送信されるシステムであるため、内容、送付できているかの検索、確認は必要である。 |
| 機能要件 | 7 連携 | 7.1.1 CS連携 | 7.1.1.4 カード管理システム連携 | 0010341 | 送付先情報のCS送信履歴を検索・確認できること。 | ○ | 中核市市長会ひな形に付記 また、送付先情報が作成されていれば自動で送信されるシステムであるため、内容、送付できているかの検索、確認は必要である。 |
| 機能要件 | 7 連携 | 7.1.1 CS連携 | 7.1.1.4 カード管理システム連携 | 0010342 | 個人番号カード管理システムより受信した送付先情報突合結果通知において、突合結果区分が「再作成依頼」となっているものについて、送付先情報を作成し、CSに自動送信すること。また、突合結果区分が「交付取りやめ」となっているものについて、通知書が自動で作成できること。 | ○ | - |
| 機能要件 | 8 標準オプション機能 | 8.1 本人通知 | 8.1.1 登録管理 | 0010362 | 「本人通知」の申出内容について、登録・管理できること。 | ○ | 中核市市長会ひな形に付記(一覧表はEUC対応) 「本人通知」は市区町村間で実施形態が異なることから、実装するかしないかは、当該市区町村の判断とする。 |
| 機能要件 | 8 標準オプション機能 | 8.1 本人通知 | 8.1.1 登録管理 | 0010363 | 登録期間が満了する者について、本人通知期間満了のお知らせが出力できること。 | ○ | - |
| 機能要件 | 8 標準オプション機能 | 8.1 本人通知 | 8.1.1 登録管理 | 0010364 | 対象の証明書は、窓口で交付した「住民票の写し」「住民票の除票の写し」「住民票記載事項証明書」「住民票除票記載事項証明書」とし、証明書を発行する際に、交付記録として交付年月日時・交付請求者区分(本人、代理人、第三者)・証明書の種別・枚数の記録(登録)ができること。また、証明書発行後に修正(交付請求者の選択誤りを修正)ができること。 | ○ | - |
| 機能要件 | 8 標準オプション機能 | 8.1 本人通知 | 8.1.2 画面表示 | 0010365 | 「本人通知」の事前登録者の住民票の写し等が交付される際、画面確認できること。 | ○ | 中核市市長会ひな形を踏襲(一覧表はEUC対応) 「本人通知」は住民基本台帳制度になく、市区町村での任意の取組であることから、市区町村間で実施形態が異なり、実装するかしないかは、市区町村の判断である。 |
| 機能要件 | 8 標準オプション機能 | 8.1 本人通知 | 8.1.3 通知書出力 | 0010366 | 証明書発行履歴を基に本人あて又は申請者あての住民票の写し等交付通知書(発行日・請求者区分・証明書種別・枚数)が出力できること。 なお、出力条件として、「本人通知の事前登録者への交付」、「本人通知の事前登録者への交付(申請者が本人の交付記録は除く)」、「事前登録に関わらず申請者情報(第三者への交付や委任状による交付)による判定」が選択可能であること。 | ○ | 中核市市長会ひな形に付記 本人通知は市区町村間で実施形態が異なることから、実装するかしないかは、当該市区町村の判断とする。 |

| 要件種別 | 機能名称 | | | 機能ID | 機能要件 | みよし市での 要否 (「△」は備考欄の下線 部参照) | 要件の考え方・理由 備考 |
|------|-------------|-----------|----------------------|---------|---|-------------------------------------|--|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | | | | |
| 機能要件 | 8 標準オプション機能 | 8.2 特別永住者 | 8.2.1 更新異動者リスト及び案内作成 | 0010367 | 指定した更新対象年月日及び年齢に該当する特別永住者について、更新異動者リスト(有効期限を含む。)と案内を作成すること。 | × | 中核市市長会ひな形に付記 この機能については出入国在留管理庁から通知が出ていることもあり、不要という意見もあったが、特別永住者に係る事務は住民基本台帳事務と密接した事務であること等により構成員から強い要望があったこと、市区町村窓口への来庁勧奨案内としての送付が考えられることから、標準オプション機能とする。 |
| 機能要件 | 8 標準オプション機能 | 8.2 特別永住者 | 8.2.1 更新異動者リスト及び案内作成 | 0010368 | 更新年月日を経過した特別永住者について(自動的に)定期的に更新案内が作成されること。 | × | - |
| 機能要件 | 8 標準オプション機能 | 8.2 特別永住者 | 8.2.1 更新異動者リスト及び案内作成 | 0010369 | 有効期限の入力漏れがあれば、対象者を把握できること。 | ○ | - |
| 機能要件 | 8 標準オプション機能 | 8.2 特別永住者 | 8.2.2 申請受理処理 | 0010371 | 特別永住者証明書有効期間更新申請書及び特別永住者証明書再交付申請書を出力できること。 | ○ | - |
| 機能要件 | 8 標準オプション機能 | 8.2 特別永住者 | 8.2.2 申請受理処理 | 0010372 | 申請を行った者について、申請受理状態にし、特別永住者証明書交付予定通知書・受領書を出力できること。受領書については、再出力できること。また、誤って受理処理を行った者について、取消しができること。項目ごとに取消前と取消後が印字された確認票が出力できること。 | ○ | - |
| 機能要件 | 8 標準オプション機能 | 8.2 特別永住者 | 8.2.2 申請受理処理 | 0010373 | 出入国在留管理庁から特別永住者証明書を接受した者について、交付待ち状態にすること。項目ごとに変更前と変更後が印字された確認票が出力できること。 | ○ | - |
| 機能要件 | 8 標準オプション機能 | 8.2 特別永住者 | 8.2.2 申請受理処理 | 0010374 | 出入国在留管理庁通知を取り込むことができ、項目ごとに変更前と変更後が印字された確認票が出力できること。 | ○ | - |
| 機能要件 | 8 標準オプション機能 | 8.2 特別永住者 | 8.2.2 申請受理処理 | 0010375 | 出入国在留管理庁あてに市町村通知を発出後、項目ごとに変更前と変更後が印字された確認票が出力できること。同時に交付済の状態にすること。 | ○ | - |
| 機能要件 | 8 標準オプション機能 | 8.2 特別永住者 | 8.2.2 申請受理処理 | 0010376 | 返納された特別永住者証明書について、返納入力ができること。 | ○ | - |
| 機能要件 | 8 標準オプション機能 | 8.2 特別永住者 | 8.2.2 申請受理処理 | 0010377 | 交付予定期間に特別永住者証明書を受領にこない場合に、不交付返戻情報を入力できること。 | ○ | - |
| 機能要件 | 8 標準オプション機能 | 8.2 特別永住者 | 8.2.3 更新予定数調査 | 0010378 | 有効期限の支所別(区役所別)、年度別集計表を作成できること。 現年度と次年度について、有効期限の支所別、月別集計表を作成できること。 | × | 更新予定数調査は法定の要件ではない。特別永住者証明書の切り替え事務は入管特例法(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号))に基づく法定受託事務であるが、支所別というのは各市区町村固有要件である。 各支所で特別永住者の証明書更新事務を行っている市区町村の場合、事務作業量、工数等を推察するため作成している集計表であり、ほとんどの市区町村には不要な帳票であるため、標準オプション機能とする。 |
| 機能要件 | 9 バッチ | 9.2 抑止対象者 | — | 0010386 | 一覧表を支所単位で分割できること。 | × | 支所等の単位での分割も実施する可能性があるとの意見があったことから、標準オプション機能とした。 |

| 要件種別 | 機能名称 | | | 機能ID | 機能要件 | みよし市での 要否 (「△」は備考欄の下線 部参照) | 要件の考え方・理由 備考 |
|---------|-------|-----------------------|----------------------|---------|--|--|--|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | | | | |
| 機能要件 | 9 バッチ | 9.7 住所一括変更 | — | 0010398 | 以下について対応できること。 一括更新した者について、出入国在留管理庁 への市町村通知を自動送信できること。 | ○ | — |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.3 操作権限管理 | — | 0010418 | 組織・職務・職位等での操作権限を設定できる こと。 | ○ | アクセス権限を利用者単位で設定できれば、職位・職権単位でも設定できるため、独自の機 能として職位・職権単位で設定できる機能は標準オプション機能とした。 |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.3 操作権限管理 | — | 0010419 | 操作権限一覧表で操作権限が設定できるこ と。 | ○ | — |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.3 操作権限管理 | — | 0010420 | 認証に当たっては、シングル・サイン・オンが使用 できること。 | ○ | — |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.7 印刷 | — | 0010435 | 大量印刷ができること。 | ○ | — |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.7 印刷 | — | 0010436 | 住民基本台帳の写し(閲覧用)の印刷を行うた め、高速印刷用プリンタで印刷できること。 | ○ | 9.5(住民基本台帳の一部の写し(閲覧用))に記載のとおり、紙印刷ではなくPDF又はCSVで 出力することを想定しているが、法令上、紙での閲覧を禁止している訳ではないため、標準 オプション機能とした。 |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.7 印刷 | — | 0010437 | 必要に応じて、指定期間中に含まれる以下の 帳票を、帳票ごと一括出力できること。出力 する帳票は実行時に選択できること。 ・特別永住者証明書有効期間更新案内 | ○ | — |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.8 CSV形式のデータ の取込 | — | 0010440 | CSV形式に変換した在留カード及び特別永住 者証明書のICチップ内にある券面情報を取り 込み、1.1.2(外国人住民データの管理)に規定 する項目の内、当該CSVデータに該当する項 目に自動入力ができること。 | ○ | CSV形式に変換した在留カード及び特別永住者証明書のICチップ内にある券面情報を取り 込むことは、手動入力に比べて、外国人住民の氏名で英字かつ文字数が多い場合の入力 誤りを防ぎ、他の住民票記録事項の一部の入力を省略することが可能であるとの意見が あったため標準オプション機能とした。 |
| 様式・帳票要件 | — | — | 20.0.1 様式・帳票全般 | 0010449 | 契印連動機等に使用する場合、バーコードを 印字できること。証明書の上部又は左余白に 綴じ代(15mm程度)を設けることができること。 | ○ | — |
| 様式・帳票要件 | — | — | 20.0.1 様式・帳票全般 | 0010450 | 右の様式・帳票について、出力できること。 | ○ ○ ○ ○ ○ × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ | 届出期間経過通知書 支援措置期間開始通知 支援措置期間延長通知 支援措置の申出書転送に係る鑑文 特別永住者証明書有効期間更新案内 特別永住者証明書有効期間更新申請書 特別永住者証明書再交付申請書 特別永住者証明書交付予定通知書 個人番号カード交付申請書 本人通知期間満了通知 住民票の写し等交付通知書 |
| 様式・帳票要件 | — | 20.1 住民票の写し等 | 20.1.1 住民票の写し | 0010469 | 住民票の写し(世帯連記式を含まない。)に以 下の項目を記載すること。 ・氏名のフリガナ(1.1.18参照) ・旧氏のフリガナ(1.1.18参照) ・通称のフリガナ(1.1.18参照) | ○ | 氏名・旧氏・通称のフリガナを表示するか否か。今後、住民票への氏名のフリガナ記載が必 須項目となることから、オプション機能ではなくなる見込み。 |
| 様式・帳票要件 | — | 20.1 住民票の写し等 | 20.1.3 住民票の写し(世帯連記式) | 0010479 | 住民票の写し(世帯連記式)に以下の項目を 記載すること。 ・氏名のフリガナ(1.1.18参照) ・旧氏のフリガナ(1.1.18参照) ・通称のフリガナ(1.1.18参照) | ○ | 氏名・旧氏・通称のフリガナを表示するか否か。今後、住民票への氏名のフリガナ記載が必 須項目となることから、オプション機能ではなくなる見込み。 |

| 要件種別 | 機能名称 | | | 機能ID | 機能要件 | みよし市での 要否 (「△」は備考欄の下線 部参照) | 要件の考え方・理由 備考 |
|----------|------|-----------------|---|---------|--|-------------------------------------|-----------------|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | | | | |
| 様式・帳票要件— | | 20.3 転出証明書等 | 20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届/転居予約を利用した転居届 | 0010485 | 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届又は転居予約を利用した転居届について、次に示すレイアウトに従い、実装必須機能に示した項目をCSV形式によりデータ出力できること。 (例示については、標準仕様書【第3.0版】249ページ以降を参照) | ○ | - |
| 様式・帳票要件— | | 20.4 住民票コード通知票等 | 20.4.1 住民票コード通知票 | 0010493 | 旧氏又は通称が住民票に記載されている者について、氏名に当該旧氏又は通称を併記すること。 | ○ | - |
| 様式・帳票要件— | | 20.4 住民票コード通知票等 | 20.4.2 住民票コード変更通知票 | 0010497 | 旧氏又は通称が住民票に記載されている者について、氏名に当該旧氏又は通称を併記すること。 | ○ | - |
| 様式・帳票要件— | | 20.4 住民票コード通知票等 | 20.4.3 住民票コード修正通知票 | 0010501 | 旧氏又は通称が住民票に記載されている者について、氏名に当該旧氏又は通称を併記すること。 | ○ | - |
| 様式・帳票要件— | | 20.5 その他 | 20.5.1 支援措置期間終了通知 | 0010504 | 旧氏又は通称が住民票に記載されている者について、氏名に当該旧氏又は通称を併記すること。 | ○ | - |
| 様式・帳票要件— | | 20.5 その他 | 20.5.2 世帯主変更通知書 | 0010507 | 旧氏又は通称が住民票に記載されている者について、氏名に当該旧氏又は通称を併記すること。 | ○ | - |
| 様式・帳票要件— | | 20.5 その他 | 20.5.3 世帯主変更依頼通知書 | 0010510 | 旧氏又は通称が住民票に記載されている者について、氏名に当該旧氏又は通称を併記すること。 | ○ | - |
| 様式・帳票要件— | | 20.5 その他 | 20.5.4 住民異動届受理通知 | 0010513 | 旧氏又は通称が住民票に記載されている者について、氏名に当該旧氏又は通称を併記すること。 | ○ | - |
| 様式・帳票要件— | | 20.5 その他 | 20.5.7 住居表示決定通知書 | 0010519 | 旧氏又は通称が住民票に記載されている者について、氏名に当該旧氏又は通称を併記すること。 | ○ | - |
| 様式・帳票要件— | | 20.5 その他 | 20.5.8 区画整理に伴う住所変更通知 | 0010522 | 旧氏又は通称が住民票に記載されている者について、氏名に当該旧氏又は通称を併記すること。 | ○ | - |